# 事　業　概　要

令　和　8　年　版

東京都選挙管理委員会事務局

# 目　　次


**第１　選挙管理委員会**

１　設置 …… 1
２　職務及び権限 …… 1
３　選挙管理委員及び補充員 …… 2
４　事務局 …… 2

**第２　組　織**

１　組織の変遷 …… 3
２　事務局の組織 …… 3
３　職員配置状況 …… 3
４　事務分掌 …… 4

**第３　予　算**

１　科目別予算額 …… 5
２　事業別歳出予算額 …… 6

**第４　主要事業**

１　選挙管理 …… 7
２　区市町村選挙管理委員会に対する助言・支援 …… 8
３　選挙公営 …… 8
４　選挙争訟 …… 9
５　政治資金規正法等関係事務 …… 10
６　選挙に関する広報・啓発 …… 11


# 資　　料　　編


資料１　任期満了日一覧 …… 14
資料２　最近執行された選挙 …… 15
資料３　衆議院（小選挙区選出）議員選挙（令和８年２月８日執行）の概要 …… 16
資料４　令和８年執行衆議院議員選挙における主な啓発事業 …… 17
資料５　選挙人名簿登録者数 …… 18
資料６　各選挙における投票率 …… 19
資料７　年代別・選挙別推定投票率一覧 …… 20
資料８　選挙公営の種類 …… 21
資料９　選挙運動期間と供託金及び法定選挙費用 …… 24
資料10　都における各種選挙の議員定数及び選挙区 …… 25

# 第１　選挙管理委員会

## １　設　置

選挙管理委員会は、公職の選挙に関する事務を管理するため、地方自治法に基づき設置され、４人の委員をもって構成される。

委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関して公正な識見を有するもののうちから、同数の補充員とともに都議会において選挙される。

委員及び補充員の任期は、４年である。委員に欠員が生じた場合、委員長は補充員の中から委員を補充する。補欠委員の任期は、前任委員の残任期間である（地方自治法第180条の５、第181条～第194条）。

## ２　職務及び権限

選挙管理委員会は、公職選挙法、地方自治法、政治資金規正法等の法令の定めるところにより、選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する。

それを列挙すれば次のとおりである。

### ⑴　公職選挙法関係

ア　東京都議会議員選挙の管理（公職選挙法第５条）

イ　東京都知事選挙の管理（同法第５条）

ウ　衆議院（小選挙区選出）議員選挙（東京都第１区から第30区）の管理（同法第５条）

エ　衆議院（比例代表選出）議員選挙における東京都選挙区に関する事務の執行（同法第75条等）

オ　参議院（東京都選出）議員選挙の管理（同法第５条）

カ　参議院（比例代表選出）議員選挙における東京都の区域に関する事務の執行（同法第75条等）

キ　選挙人の政治常識の向上のための啓発並びに投票方法、選挙違反等選挙に関する事項及び選挙結果の周知（同法第６条）

ク　国又は都の選挙にかかる公職の候補者等及び後援団体の政治活動用ポスター及び立札・看板類の規制に関する事務の執行（同法第143条第16項）

ケ　異議申出、審査申立ての処理等選挙争訟に関する事務の執行（同法第202条～第209条の２）

### ⑵　地方自治法関係

ア　東京都のみに適用される特別法制定の賛否投票に関する事務の執行（地方自治法第261条）

イ　直接請求に必要な署名数の告示（同法第74条～76条、第80条、第81条、第86条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第８条第２項で準用する場合を含む。）

ウ　都議会の解散の請求、都議会議員及び都知事の解職の請求に関する事務並びにそれらの投票の実施（同法第76条、第77条、第80条～82条）

エ　都知事の被選挙権の有無並びに長の兼業禁止規定抵触の有無の決定（同法第143条）

オ　規程制定権（同法第138条の４、第194条）

**⑶ 政治資金規正法関係**

ア　政治団体の届出等に関する事務（政治資金規正法第６条、第６条の３、第７条、第７条の２、第７条の３、第17条、第18条の２）

イ　政治団体の収支報告書等の受理、公表及び保存・閲覧等に関する事務（同法第12条、第20条、第20条の２）

ウ　資金管理団体に関する事務（同法第19条、第19条の２）

エ　監督上の措置（同法第31条）

**⑷ 日本国憲法の改正手続に関する法律関係**

ア　投票人への国民投票の方法及び法律に規定する規制その他国民投票の手続に関し必要と認める事項の周知（日本国憲法の改正手続に関する法律第19条）

イ　国民投票公報の印刷及び配布（同法第18条）

ウ　国民投票分会長の選任及び国民投票分会の開催（同法第89条、第91条）

エ　その他国民投票の執行に関する管理事務

**⑸ その他**

ア　最高裁判所裁判官国民審査に関する事務の執行（最高裁判所裁判官国民審査法第10条、第14条、第27条、第28条、第53条他）

イ　政党助成法に関する事務の執行（政党助成法第18条、第32条、第37条）

ウ　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に関する事務の執行

## ３　選挙管理委員及び補充員（任期　令和５年12月23日～令和９年12月22日）

| 職　　名 | 氏　　名 | 職　　名 | 氏　　名 |
|---|---|---|---|
| 委　員　長 | 澤野　正明 | 補　充　員 | 相川　博 |
| 委員長職務代理 | 野島　善司 | 補　充　員 | 大空　裕康 |
| 委　　員 | 小林　正則 | 補　充　員 | 上野　和彦 |
| 委　　員 | 橘　　正剛 | | |

## ４　事務局

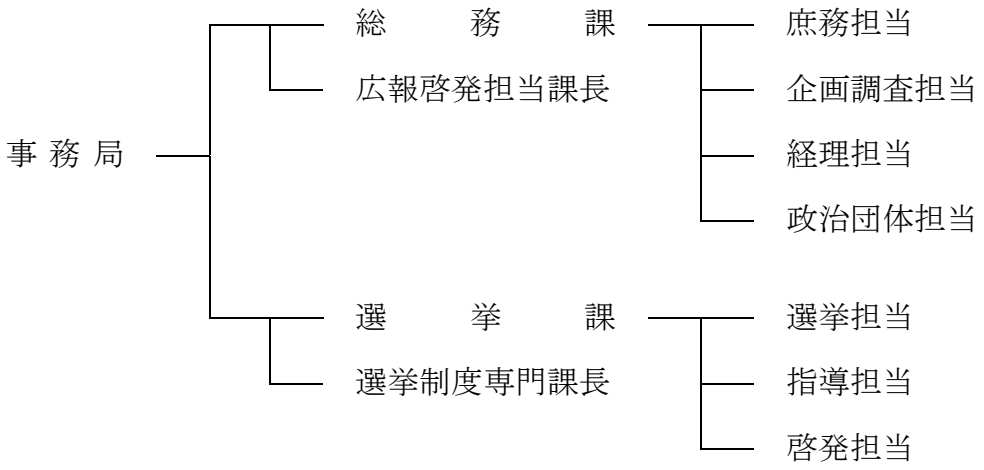
選挙管理委員会の職務を補助執行するために、事務局が置かれている。

# 第２　組　　織

## １　組織の変遷

| 年　月　日 | 事　　項 | 説　　明 |
|---|---|---|
| 昭和21年９月27日 | 東京都制の一部を改正する法律の公布（昭和21年法律第26号） | 選挙管理委員会の設置 |
| 昭和22年４月17日 | 地方自治法の公布（昭和22年法律第67号） | 委員会設置の根拠法が地方自治法となる。 |
| 昭和24年11月９日 | 事務局設置規程の告示（昭和24年東京都告示第1058号） | 総務局行政課から分離 |
| 昭和37年４月１日 | 事務局組織の拡充 | 現在とほぼ同様の組織となる。 |

## ２　事務局の組織




## ３　職員配置状況

令和８年７月 31 日現在（人）

| | 局 長 | 部 長 | 課 長 | 課長代理 | 主任・主事 | 合 計 | 令和７年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総務課 | 1 | 1 | 1 | 4 | 8 | 15 | 14 |
| 選挙課 | － | － | 2 | 6（1） | 5 | 13（1） | 13（1） |
| 合計 | 1 | 1 | 3 | 10（1） | 13 | 28（1） | 27（1） |

※（　）内は他団体からの併任職員で内書

## ４　事務分掌

### (1) 総　務　課

ア　委員会に関すること。
イ　人事及び給与に関すること。
ウ　公印に関すること。
エ　事務局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。
オ　公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
カ　予算、決算及び会計に関すること。
キ　財産及び物品の調達及び管理に関すること。
ク　広報及び広聴に関すること。
ケ　情報公開に係る連絡調整等に関すること。
コ　個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。
サ　事務局事務事業の管理改善及び行政評価の実施に関すること。
シ　事務局事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること。
ス　政治資金規正法（昭和23年法律第194号）の施行に関すること。
セ　政党助成法（平成６年法律第５号）の施行に関すること。
ソ　選挙制度の調査、企画及び立案に関すること。
タ　選挙表彰に関すること。
チ　都道府県選挙管理委員会連合会及び同会関東甲信越静支会に関すること。
ツ　前各号のほか、事務局内他課に属しないこと。

### (2) 選　挙　課

ア　選挙及び住民投票等の事務の管理執行に関すること。
イ　政党及び政治団体に関すること（総務課に属するものを除く。）。
ウ　直接請求に関すること。
エ　区市町村選挙管理委員会への助言及び連絡調整に関すること。
オ　選挙争訟に関すること。
カ　東京都選挙執行規程（平成12年東京都選挙管理委員会告示第36号）に関すること。
キ　選挙の啓発及び周知に関すること。
ク　東京都明るい選挙推進協議会に関すること。
ケ　選挙及び住民投票等の統計に関すること。

# 第３　予　　算

## １　科目別予算額

### (1)　歳　入

（単位：千円）

| 科目 | | | | ８年度 | ７年度（予算現額※） | 差引増(△)減 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 款 | 項 | 目 | 節 | | | |
| 07　使用料及手数料 | | | | 7 | 6 | 1 |
| | 02　手数料 | | | 7 | 6 | 1 |
| | | 01　総務手数料 | | 1 | 1 | 0 |
| | | | 03　選挙争訟書類等謄写 | 1 | 1 | 0 |
| | | 15　諸手数料 | | 6 | 5 | 1 |
| | | | 03　情報公開 | 6 | 5 | 1 |
| 08　国庫支出金 | | | | 6,459 | 17,511,177 | △17,504,718 |
| | 03　委託金 | | | 6,459 | 17,511,177 | △17,504,718 |
| | | 01　総務費委託金 | | 6,459 | 17,511,177 | △17,504,718 |
| | | | 10　政党助成事務費 | 2,500 | 2,500 | 0 |
| | | | 11　在外選挙人名簿登録事務委託費 | 3,959 | 8,913 | △4,954 |
| | | | （参議院議員選挙費ほか６節） | 0 | 17,499,764 | △17,499,764 |
| 局　合　計 | | | | 6,466 | 17,511,183 | △17,504,717 |

### (2)　歳　出

（単位：千円）

| 科目 | | | ８年度 | 特定財源 | 差引一般財源充当 | ７年度（予算現額※） | 差引増(△)減 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 款 | 項 | 目 | | | | | |
| 02 総務費 | | | 425,000 | 6,466 | 418,534 | 24,327,351 | △23,902,351 |
| | 06 選挙費 | | 425,000 | 6,466 | 418,534 | 24,327,351 | △23,902,351 |
| | | 01 委員会費 | 22,273 | 0 | 22,273 | 22,302 | △29 |
| | | 02 管理費 | 402,727 | 6,466 | 396,261 | 390,367 | 12,360 |
| | | （参議院議員選挙費ほか２目） | 0 | 0 | 0 | 23,914,682 | △23,914,682 |
| 17　諸支出金 | | | 0 | 0 | 0 | 153 | △153 |
| 局　合　計 | | | 425,000 | 6,466 | 418,534 | 24,327,504 | △23,902,504 |

## ２　事業別歳出予算額

（単位：千円）

| 事　業　名 | ８年度 | ７年度<br>（予算現額※） | 差　　引<br>増（△）減 | 事　業　の　内　容 |
|---|---|---|---|---|
| 委員会の運営 | 22,273 | 22,302 | △29 | 選挙管理委員の報酬及び委員会の運営に要する経費 |
| 職　　員　　費 | 234,193 | 217,582 | 16,611 | 選挙管理委員会事務局職員の給料、諸手当に要する経費 |
| 事務局管理及び経常的選挙管理事務 | 95,426 | 85,832 | 9,594 | 事務局の管理事務、選挙に関する相談・助言及び政党・政治団体に係る事務等に要する経費 |
| 選挙制度推進事務 | 3,959 | 8,913 | △4,954 | 在外選挙人名簿の登録事務に要する経費 |
| 選挙常時啓発普及事務 | 69,149 | 78,040 | △8,891 | 選挙に関する常時啓発普及事務に要する経費 |
| 参議院議員選挙費 | 0 | 7,697,933 | △7,697,933 | （令和７年７月 20 日執行） |
| 都議会議員選挙費 | 0 | 6,414,918 | △6,414,918 | （令和７年６月 22 日執行） |
| 衆議院議員選挙及国民審査費 | 0 | 9,801,831 | △9,801,831 | （令和８年２月８日執行） |
| 諸　支　出　金 | 0 | 153 | △153 | （国庫支出金返納） |
| 合　　計 | 425,000 | 24,327,504 | △23,902,504 | |

※　参議院議員選挙、東京都議会議員選挙、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴う補正を反映

# 第４　主 要 事 業

## １　選挙管理

選挙管理事務は、公職選挙法をはじめとする多くの法令によって詳細に規定されている。都選挙管理委員会が管理する選挙に関する事務の主なものは次のとおりである。

(1) 選挙執行計画の決定
(2) 選挙長及び同職務代理者の選任
(3) 立候補届出の受付、告示
(4) 選挙事務所設置（異動）届、出納責任者選任（異動）届等、諸届出の受理
(5) 選挙運動費用支出制限額の算定と告示
(6) 投開票状況速報実施計画の策定と実施
(7) 選挙会の開催、当選人の決定、同告知及び告示、当選証書付与
(8) 選挙運動費用収支報告書の受理及びその要旨の公表

なお、区市町村選挙管理委員会は、①選挙人名簿登録、②投票所入場券の作成交付、③期日前（不在者）投票、④投票・開票等の各事務を分担する。

### ○　令和８年２月８日執行衆議院議員選挙の結果

令和 10 年 10 月 26 日任期満了の衆議院議員選挙は、令和８年１月 23 日に衆議院が解散されたことに伴い、同日開催の閣議において、同年１月 27 日公示、同年２月８日投票と決定され、即日開票により執行された。

東京都における投票率(小選挙区選出議員選挙)は 59.16％であった(前回 56.06％)。

＜令和８年２月８日執行衆議院(小選挙区選出)議員選挙の状況＞

| 区分 | 自民 | 中道 | 維新 | 国民 | 参政 | 共産 | れいわ | ゆうこく連合 | 保守 | みらい | その他の党派 | 無所属 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 当選者数 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30 |
| 候補者数 | 30 | 24 | 11 | 27 | 30 | 13 | 2 | 2 | 2 | 3 | 6 | 4 | 154 |

〔 注　所属党派は立候補届出時点のもの〕

## ２　区市町村選挙管理委員会に対する助言・支援

選挙に関する事務は、国、都道府県、区市町村の選挙を管理する機関が相互に連携を図り、進められなければならない。都選挙管理委員会では、日頃から、国との情報交換を行うとともに、都内の区市町村選挙管理委員会と緊密な連携を図り、公平・公正な選挙の執行を実現する。

### (1) 経常的な助言・支援

区市町村選挙管理委員会の実務能力の向上を図るため、次のような業務を行っている。

ア　公職選挙法の改正等選挙事務に関する情報提供や事務説明会の実施

イ　区市町村選挙管理委員会職員を対象とした研修の開催

ウ　区市町村選挙管理委員会からの照会への回答や連絡調整

エ　区市町村選挙管理委員会が管理執行する選挙への助言・支援

### (2) 選挙時の助言・支援（都が管理執行する選挙）

都選挙管理委員会が管理執行する選挙の際には、区市町村から随時寄せられる質問等に対応するとともに、次のような業務を行っている。

ア　区市町村選挙管理委員会職員を対象とした事務説明会の開催

イ　区市町村選挙管理委員会を対象とした事務資料の作成

### (3) 東京都選挙事務運営協議会

都及び区市町村の選挙管理委員会で構成する東京都選挙事務運営協議会において、選挙事務及びこれに関連する事項の調査研究及び事務改善について検討、協議を行い、選挙事務の改善や効率化を図っている。

## ３　選挙公営

選挙公営制度は、選挙費用の抑制及び候補者間の機会均等を図るため設けられている。現在、都選挙管理委員会が管理執行している選挙公営は、概ね次のとおりである。

(1) 通常葉書
(2) ポスター掲示場
(3) 新聞広告
(4) 政見放送
(5) 経歴放送
(6) 個人演説会の施設公営
(7) 選挙公報
(8) 投票所内の氏名等掲示
(9) 特殊乗車券
(10) 選挙運動費用の公費負担

## 4　選挙争訟

選挙管理委員会は、選挙に関する争訟への準司法的機能も有している。

### (1) 異議の申出に対する決定

都議会議員選挙及び都知事選挙において、その選挙の効力又は当選の効力に関し、不服のある選挙人又は公職の候補者からの異議の申出に対する決定を行う。

### (2) 審査の申立てに対する裁決

区市町村の選挙における異議の申出に対して各区市町村選挙管理委員会が行った決定を不服として提起される審査の申立てに対する裁決を行う。

### (3) 訴訟事件の処理

上記の(1)、(2)の異議の申出に対する決定又は審査の申立てに対する裁決を不服として訴訟の提起がなされた場合、又は国政選挙（比例代表選出を除く。）について訴訟の提起がなされた場合には、この訴訟事件の被告として対応する。

### (4) 争訟事件の状況

令和７年４月１日から令和８年７月31日までの間に提起された争訟(係争中を含む。)の件数は次のとおりである。

（単位：件）

| 選挙種別 | 選挙争訟 | | 当選争訟 | その他 | 合計 | 備考<br>(定数訴訟内訳) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 定数訴訟 | その他 | | | | |
| 国政選挙 | 6 | 6 | | | 12 | ６年衆　２件<br>７年参　２件<br>８年衆　２件 |
| 都選挙 | 1 | 4 | 2 | | 7 | |
| 区市町村選挙 | | 2 | 2 | | 4 | |
| 合計 | 7 | 12 | 4 | | 23 | |

## ５　政治資金規正法等関係事務

政治資金規正法は、政治活動の公明と公正を確保し、それにより民主政治の健全な発達に寄与することを目的としている。そして、その目的の達成のために、政治団体や公職の候補者により行われる政治活動が、国民の不断の監視のもとに行われる必要があるとして、政党・その他の政治団体の各種届出、政治資金の収支の公開、政治資金の授受の規正その他の措置を講じている。

同法に基づく主な事務は次の(1)～(4)のとおりである。なお、総務大臣届出団体についても、経由機関として諸届及び収支報告書等の受理に関する事務を行っている。

(1) 政治団体等の設立届、異動届及び解散届の受理並びに政治団体の名称の公表等に関すること。
(2) 資金管理団体の指定届、異動届及び取消届等の受理並びに名称の公表等に関すること。
(3) 政治団体の収支報告書等の受理、公表及び保存・閲覧等に関すること。
(4) 政治団体の収支報告書等に係る情報公開に関すること。

以上のほか、政党助成法に基づき各政党支部が提出する政党交付金の使途等報告書の受理及び保存・閲覧等に関する事務を行っている。

＜政治団体届出数（令和７年 12 月 31 日現在）＞

| 種　　別 | | 団　体　数 |
|---|---|---|
| 東京都選挙管理委員会届出団体（注１） | | 4,199 |
| | 政党の支部 | 677 |
| | その他の政治団体 | 3,522 |
| 総務大臣届出団体（注２） | | 1,251 |
| 合　　計 | | 5,450 |

（注１）〔東京都選挙管理委員会届出団体〕
・主たる事務所の所在地が都内にあり、都内において主として政治活動を行う政治団体
（注２）〔総務大臣届出団体〕
・主たる事務所の所在地が都内にあり、都及び他の道府県の区域にわたり政治活動を行う政治団体

＜諸届受理状況（令和７年１月から令和７年 12 月までの実績）＞　　（単位：件）

| | 東京都届出団体 | 総務大臣届出団体 | 合　　計 |
|---|---|---|---|
| 設　立　届 | 288 | 173 | 461 |
| 異　動　届 | 885 | 506 | 1,391 |
| 解　散　届 | 200 | 93 | 293 |
| 資金管理団体指定届 | 116 | 67 | 183 |
| 資金管理団体異動届 | 167 | 50 | 217 |
| 資金管理団体取消届等 | 55 | 28 | 83 |
| 収　支　報　告　書 | 4,146 | 1,012 | 5,158 |
| 使　途　等　報　告　書 | 164 | | 164 |

※ 使途等報告書は、東京都届出団体、総務大臣届出団体に係わらず、東京都において公開するものについて受理している。

## ６　選挙に関する広報・啓発

有権者の政治意識の向上及び選挙に関する周知等の事業は、公職選挙法第６条第１項の規定等に基づき、区市町村選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会と緊密な連携を図り実施している。

啓発事業には、講演会や研修会など年間を通じて行われる常時啓発と、各種選挙時に有権者への投票を呼びかける選挙時啓発がある。

### (1) 常時啓発

ア　明るい選挙推進事業

(ｱ) 明るい選挙推進大会

明るい選挙推進運動の一層の発展と明るい選挙を実現するため開催

(ｲ) 講師派遣事業

有権者や明るい選挙推進委員に、選挙や政治に関する知識や情報を提供するため都と区市町村選挙管理委員会が合同で講演会を開催し、講師を派遣

(ｳ) 指導者養成強化対策事業

公益財団法人明るい選挙推進協会が主催する「明るい選挙リーダーフォーラム」、「若者リーダーフォーラム」等の研修事業に参加者を派遣

イ　未成年、若年層啓発事業

(ｱ) 明るい選挙ポスターコンクール

将来の有権者である児童、生徒を対象に、選挙に対する関心を高めるため、明るい選挙推進をテーマとしたコンクール及びその他の事業を実施

・ポスターコンクール

応募作品の中から優秀作品、入選作品等の審査及び表彰

・ポスター展の開催

優秀作品及び入選作品を中心とした展示会の開催、ホームページへの掲載

(ｲ) 中学生用選挙学習冊子の作成・配布

都内在学の中学３年生を対象に、選挙に関する学習冊子「Let's Study 選挙」を作成、配布

(ｳ) 選挙出前授業、模擬選挙

児童、生徒を対象に、政治や選挙についてわかりやすく説明する出前授業及び実際に投票を体験する模擬選挙等、教育機関等と連携し実施

(ｴ) オンライン啓発コンテンツ

若年層を主な対象に、社会問題や政治、選挙への関心を高めることを目的として、自分なりの選挙の争点について考えることができるオンライン啓発コンテンツをホームページに掲載

(ｵ) こども向け主権者教育

将来の有権者の選挙への関心を向上させることを目的とし、区市町村選挙管理委員会、小学校などが活用しやすいこども向け副教材を作成

(ｶ) 投票のデジタル化に関する啓発事業

選挙出前授業や地域イベントにおいて、インターネットでの投票体験の機会を創出

ウ　選挙制度広報事業

政治家の寄附禁止規定の周知強化キャンペーンを、区市町村選挙管理委員会、同明るい選挙推進協議会と連携して夏期及び冬期の年２回実施

ポスター、リーフレットの配布、寄附禁止動画の掲出

エ　ホームページ等による情報提供

局ホームページ上に、選挙出前授業・模擬選挙の案内や実施例等を掲載

また、若年層を対象としたWeb版「Let's Study選挙」、アニメーション動画「ケロロ、選挙へ行こう！であります」を掲載

オ　区市町村啓発担当者との意見交換会

区市町村選挙管理委員会が行う各種啓発活動の活性化及び連携強化を図るため、先進的事例や具体的な取組事例などについての情報共有、意見交換を実施

**(2) 選挙時啓発**

選挙時において、特設ホームページを開設し、選挙の期日、投票制度等について有権者へ周知を図るとともに、インターネットやSNSを活用した情報提供を実施

**(3) 世論調査、年代別投票行動調査**

選挙事務の管理執行や選挙啓発の参考とするため、選挙後、選挙に対する都民の意識、投票行動、制度の認知度、選挙啓発等に関する意識や関心などについて調査を実施

# 資　　料　　編

# 資料１　任期満了日一覧

（令和８年７月 31 日現在）

| 選　挙　名 | 任期満了日 | 現職氏名又は定数 | 選　挙　名 | 任期満了日 | 現職氏名又は定数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京都知事選挙 | 10．7．30 | 小池　百合子 | 衆議院議員選挙 | 12．2．7 | 選挙区 30　比例 19 | |
| 都議会議員選挙 | 11．7．22 | 127 | 参議院議員選挙 | 10．7．25<br>13．7．28 | 各選挙時 | 6 |

## 23 区 26 市５町８村　（うち島部２町７村）

（令和８年７月 31 日現在）

| 区市町村名 | 長 | | 議員 | | 区市町村名 | 長 | | 議員 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 任期満了日 | 現職氏名 | 任期満了日 | 定数 | | 任期満了日 | 現職氏名 | 任期満了日 | 定数 |
| 千代田区 | 11．2．7 | 樋口　高顕 | 9．4．30 | 25 | 小金井市 | 8．11．26 | 白井　亨 | 11．4．4 | 24 |
| 中央区 | 9．4．26 | 山本　泰人 | 9．4．30 | 30 | 小平市 | 11．4．10 | 小林　洋子 | 9．4．30 | 28 |
| 港区 | 10．6．27 | 清家　愛 | 9．4．30 | 34 | 日野市 | 11．4．26 | 古賀　壮志 | 12．3．8 | 24 |
| 新宿区 | 8．11．23 | 吉住　健一 | 9．4．30 | 38 | 東村山市 | 9．4．30 | 渡部　尚 | 9．4．30 | 25 |
| 文京区 | 9．4．26 | 成澤　廣修 | 9．4．30 | 34 | 国分寺市 | 11．7．12 | 丸山　哲平 | 9．4．30 | 22 |
| 台東区 | 9．4．22 | 服部　征夫 | 9．4．30 | 32 | 国立市 | 10．12．24 | 濵﨑　真也 | 9．4．30 | 21 |
| 墨田区 | 9．4．26 | 山本　亨 | 9．4．30 | 32 | 福生市 | 10．5．20 | 加藤　育男 | 9．4．30 | 18 |
| 江東区 | 9．12．9 | 大久保朋果 | 9．4．30 | 44 | 狛江市 | 12．7．21 | 松原　俊雄 | 9．4．30 | 22 |
| 品川区 | 8．12．3 | 森澤　恭子 | 9．4．30 | 40 | 東大和市 | 9．4．30 | 和地　仁美 | 9．4．30 | 22 |
| 目黒区 | 10．4．24 | 青木　英二 | 9．4．30 | 36 | 清瀬市 | 12．4．2 | 原田　博美 | 9．4．30 | 20 |
| 大田区 | 9．4．26 | 鈴木　晶雅 | 9．4．30 | 50 | 東久留米市 | 11．12．27 | 富田　竜馬 | 9．4．30 | 22 |
| 世田谷区 | 9．4．26 | 保坂　展人 | 9．4．30 | 50 | 武蔵村山市 | 11．3．20 | 山﨑　泰大 | 9．4．30 | 20 |
| 渋谷区 | 9．4．26 | 長谷部　健 | 9．4．30 | 34 | 多摩市 | 12．4．20 | 阿部　裕行 | 9．4．30 | 26 |
| 中野区 | 12．6．14 | 酒井　直人 | 9．4．30 | 42 | 稲城市 | 9．4．26 | 髙橋　勝浩 | 9．4．30 | 22 |
| 杉並区 | 12．7．10 | 岸本　聡子 | 9．4．30 | 48 | 羽村市 | 11．4．25 | 橋本　弘山 | 9．4．30 | 18 |
| 豊島区 | 9．4．22 | 高際みゆき | 9．4．30 | 36 | あきる野市 | 8．9．3 | 中嶋　博幸 | 12．7．23 | 20 |
| 北区 | 9．4．26 | 山田加奈子 | 9．4．30 | 40 | 西東京市 | 11．2．17 | 池澤　隆史 | 9．1．20 | 28 |
| 荒川区 | 10．11．13 | 滝口　学 | 9．4．30 | 32 | 瑞穂町 | 11．5．15 | 山﨑　栄 | 9．4．30 | 16 |
| 板橋区 | 9．4．26 | 坂本　健 | 9．4．30 | 46 | 日の出町 | 11．4．10 | 東　亨 | 9．8．31 | 14 |
| 練馬区 | 12．4．19 | 吉田　健一 | 9．5．29 | 50 | 檜原村 | 9．4．30 | 吉本　昂二 | 9．4．30 | 8 |
| 足立区 | 9．6．19 | 近藤　弥生 | 9．5．25 | 45 | 奥多摩町 | 10．5．23 | 師岡　伸公 | 9．11．30 | 10 |
| 葛飾区 | 11．12．18 | 青木　克徳 | 11．11．12 | 40 | 大島町 | 9．4．29 | 坂上　長一 | 9．4．29 | 14 |
| 江戸川区 | 9．4．26 | 斉藤　猛 | 9．5．1 | 42 | 利島村 | 11．11．30 | 村山　将人 | 10．10．23 | 6 |
| 八王子市 | 10．1．28 | 初宿　和夫 | 9．4．30 | 40 | 新島村 | 9．10．10 | 大沼　弘一 | 9．2．14 | 10 |
| 立川市 | 9．9．7 | 酒井　大史 | 12．7．13 | 28 | 神津島村 | 8．9．30 | 前田　弘 | 9．4．29 | 8 |
| 武蔵野市 | 9．12．23 | 小美濃安弘 | 9．4．30 | 26 | 三宅村 | 10．2．14 | 山高亜紀子 | 10．2．24 | 8 |
| 三鷹市 | 9．4．29 | 河村　孝 | 9．4．30 | 28 | 御蔵島村 | 9．10．22 | 徳山　正彦 | 9．4．30 | 6 |
| 青梅市 | 9．11．29 | 大勢待利明 | 9．4．30 | 24 | 八丈町 | 9．9．24 | 山下　奉也 | 8．10．24 | 12 |
| 府中市 | 10．2．9 | 髙野　律雄 | 9．4．29 | 30 | 青ヶ島村 | 10．1．27 | 佐々木　宏 | 11．9．5 | 6 |
| 昭島市 | 10．10．20 | 臼井　伸介 | 9．4．30 | 22 | 小笠原村 | 11．9．4 | 渋谷　正昭 | 9．4．26 | 8 |
| 調布市 | 12．7．21 | 林　明裕 | 9．5．31 | 28 | | | | | |
| 町田市 | 12．3．8 | 稲垣　康治 | 12．3．8 | 36 | | | | | |

（注）定数については、次回選挙で選出される議員の定数である。

# 資料２　最近執行された選挙(令和７年８月～令和８年７月)

## １　国政選挙

| 執行年月日 | 選　　挙　　名 | 投票率(%) |
|---|---|---|
| 令和８．２．８ | 衆議院議員選挙 | 59.16 |

## ２　区市町村の選挙

| 執行年月日 | 選　　挙　　名(定数又は欠員数) | 投票率(%) | 当選人(長の選挙) |
|---|---|---|---|
| 令和７．８.24 | 小笠原村長選挙 | 無投票 | 渋谷　正昭 |
| 令和７．８.31 | 青ヶ島村議会議員選挙(6) | 無投票 | ― |
| 令和７.11. ９ | 葛飾区長選挙 | 40.35 | 青木　克徳 |
| | 葛飾区議会議員選挙(40) | 40.35 | ― |
| 令和７.11. ９ | 利島村長選挙 | 無投票 | 村山　将人 |
| 令和７.12.14 | 東久留米市長選挙 | 29.76 | 富田　竜馬 |
| | 東久留米市議会議員補欠選挙(2) | 29.75 | ― |
| 令和８．２.15 | 町田市長選挙 | 47.26 | 稲垣　康治 |
| | 町田市議会議員選挙(36) | 47.26 | ― |
| 令和８．２.15 | 日野市議会議員選挙(24) | 45.54 | ― |
| 令和８．３.29 | 清瀬市長選挙 | 40.18 | 原田　博美 |
| 令和８．４.12 | 練馬区長選挙 | 36.71 | 吉田　健一 |
| 令和８．４.12 | 多摩市長選挙 | 40.89 | 阿部　裕行 |
| | 多摩市議会議員補欠選挙(4) | 40.89 | ― |
| 令和８．６．７ | 中野区長選挙 | 35.05 | 酒井　直人 |
| | 中野区議会議員補欠選挙(1) | 35.03 | ― |
| 令和８．６.21 | 立川市議会議員選挙(28) | 41.53 | ― |
| 令和８．６.28 | 杉並区長選挙 | 42.54 | 岸本　聡子 |
| | 杉並区議会議員補欠選挙(2) | 42.53 | ― |
| 令和８．６.28 | 狛江市長選挙 | 42.69 | 松原　俊雄 |
| 令和８．７．５ | 調布市長選挙 | 43.67 | 林　明裕 |
| 令和８．７.19 | あきる野市長選挙 | 46.01 | 臼井　建 |
| | あきる野市議会議員選挙(20) | 46.01 | ― |

# 資料３　衆議院（小選挙区選出）議員選挙（令和８年２月８日執行）の概要

## １　投票状況

| 区　　分 | 平成 26 年 | 平成 29 年 | 令和３年 | 令和６年 | 令和８年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 有権者数（人） | 10,850,600 | 11,276,090 | 11,486,835 | 11,532,823 | 11,563,998 |
| 投票者数（人） | 5,898,676 | 6,048,376 | 6,571,541 | 6,465,382 | 6,840,808 |
| 投 票 率（%） | 54.36 | 53.64 | 57.21 | 56.06 | 59.16 |

## ２　開票状況

| 区　分 | | 候補者数（人） | 当　選　者　数 | | | | 得　票　数 | 得票率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 新 | 前 | 元 | 計 | | |
| 自由民主党 | | 30<br>(24) | 6<br>(2) | 18<br>(9) | 6<br>(0) | 30<br>(11) | 2,850,532.834<br>(1,796,862.538) | 42.77<br>(28.87) |
| 中道改革連合 | | 24<br>(−) | 0<br>(−) | 0<br>(−) | 0<br>(−) | 0<br>(−) | 1,475,054.712<br>(−) | 22.13<br>(−) |
| 日本維新の会 | | 11<br>(22) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 251,136.000<br>(677,505.596) | 3.77<br>(10.89) |
| 国民民主党 | | 27<br>(11) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 950,908.000<br>(495,168.000) | 14.27<br>(7.96) |
| 参政党 | | 30<br>(19) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 580,777.450<br>(295,677.013) | 8.71<br>(4.75) |
| 日本共産党 | | 13<br>(20) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 261,080.000<br>(474,004.000) | 3.92<br>(7.62) |
| れいわ新選組 | | 2<br>(2) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 32,066.000<br>(54,507.000) | 0.48<br>(0.88) |
| ゆうこく連合 | | 2<br>(−) | 0<br>(−) | 0<br>(−) | 0<br>(−) | 0<br>(−) | 13,450.000<br>(−) | 0.20<br>(−) |
| 日本保守党 | | 2<br>(−) | 0<br>(−) | 0<br>(−) | 0<br>(−) | 0<br>(−) | 22,211.000<br>(−) | 0.33<br>(−) |
| チームみらい | | 3<br>(−) | 0<br>(−) | 0<br>(−) | 0<br>(−) | 0<br>(−) | 103,059.000<br>(−) | 1.55<br>(−) |
| 本人届出 | その他の党派 | 6<br>(27) | 0<br>(2) | 0<br>(11) | 0<br>(3) | 0<br>(16) | 20,586.000<br>(1,820,937.846) | 0.31<br>(29.26) |
| | 無所属 | 4<br>(19) | 0<br>(0) | 0<br>(3) | 0<br>(0) | 0<br>(3) | 103,767.000<br>(608,861.999) | 1.56<br>(9.78) |
| 合　計 | | 154<br>(144) | 6<br>(4) | 18<br>(23) | 6<br>(3) | 30<br>(30) | 6,664,627.996<br>(6,223,523.992) | 100.00<br>(100.00) |

※（　）内は、令和６年衆議院（小選挙区選出）議員選挙の数値。
※「その他の党派」の（ ）内は、前回選挙の候補者届出政党のうち本件選挙の候補者届出政党でないものによる届出候補者の数値を含む。

## 資料４　令和８年執行衆議院議員選挙における主な啓発事業

| No. | 事業 | 内容 | 実施時期 |
|---|---|---|---|
| 1 | インターネット等による情報提供 | ・特設ホームページによる期日前投票制度の周知、候補者情報や選挙公報の掲載<br>・X広告による静止画・動画を用いた情報発信 | 1/26-2/8 |
| 2 | 街頭啓発 | ・若年層の集まる渋谷にてイベントを開催し、投票日の周知、投票参加の呼びかけを実施 | 2/5-2/6 |
| 3 | 啓発資材の作成・配布 | ・ポケットティッシュを東京都及び区市町村のイベントや窓口にて配布 | 1/26-2/8 |
| 4 | 横断幕 | ・都民広場に掲出 | 1/26-2/8 |
| 5 | ポスターの掲示 | ・東京都及び区市町村庁舎等に掲示<br>・都内教育機関へ配布 | 1/26-2/8 |
| 6 | 交通広告 | ・都内鉄道の車内サイネージにて動画を用いた投票日の周知、投票参加の呼びかけを実施 | 2/2-2/8 |
| 7 | 障害者向け | ・聴覚障害者向けにテレビ画面のデータ放送、WEBサイトでの情報発信<br>・選挙公報点字版・音声版の作成配付<br>・音声版は特設ホームページにも掲載 | 1/27-2/8 |
| 8 | 区市町村選挙管理委員会による啓発等 | ・明るい選挙推進協議会や明るい選挙推進員の協力を得て、街頭啓発を実施<br>・防災無線や広報車での投票参加の呼びかけ | 1/26-2/8 |
| 9 | 年代別投票行動調査 | ・年代別投票率を調査・集計し、選挙事務の参考資料とする。 | 4/23 |
| 10 | 世論調査 | ・選挙に関する関心度や投票行動、啓発媒体との接触状況等を調査し、選挙啓発の参考資料とする。 | ９月以降 |

## 資料５　選挙人名簿登録者数（毎年９月現在）

| | 総　　数 | 男 | 女 | 対前年増 |
|---|---|---|---|---|
| 平成 19 年 | 10,472,323 | 5,173,853 | 5,298,470 | 97,749 |
| 20 年 | 10,549,923 | 5,210,030 | 5,339,893 | 77,600 |
| 21 年 | 10,628,472 | 5,247,216 | 5,381,256 | 78,549 |
| 22 年 | 10,669,672 | 5,260,382 | 5,409,290 | 41,200 |
| 23 年 | 10,708,899 | 5,273,506 | 5,435,393 | 39,227 |
| 24 年 | 10,743,373 | 5,285,004 | 5,458,369 | 34,474 |
| 25 年 | 10,796,645 | 5,307,987 | 5,488,658 | 53,272 |
| 26 年 | 10,851,237 | 5,329,444 | 5,521,793 | 54,592 |
| 27 年 | 10,922,566 | 5,359,997 | 5,562,569 | 71,329 |
| 28 年 | 11,223,882 | 5,508,260 | 5,715,622 | 301,316 |
| 29 年 | 11,296,210 | 5,537,498 | 5,758,712 | 72,328 |
| 30 年 | 11,360,577 | 5,561,267 | 5,799,310 | 64,367 |
| 令和元年 | 11,430,254 | 5,589,151 | 5,841,103 | 69,677 |
| ２年 | 11,496,431 | 5,617,215 | 5,879,216 | 66,177 |
| ３年 | 11,515,617 | 5,622,338 | 5,893,279 | 19,186 |
| ４年 | 11,514,978 | 5,617,761 | 5,897,217 | △639 |
| ５年 | 11,530,511 | 5,621,467 | 5,909,044 | 15,533 |
| ６年 | 11,554,880 | 5,630,048 | 5,924,832 | 24,369 |
| ７年 | 11,584,785 | 5,642,112 | 5,942,673 | 29,905 |
| ８年 | 11,573,792 | 5,635,094 | 5,938,698 | △10,993 |

（注１）令和８年は、６月現在の人数とした。
（注２）在外選挙人名簿登録者数を除く。

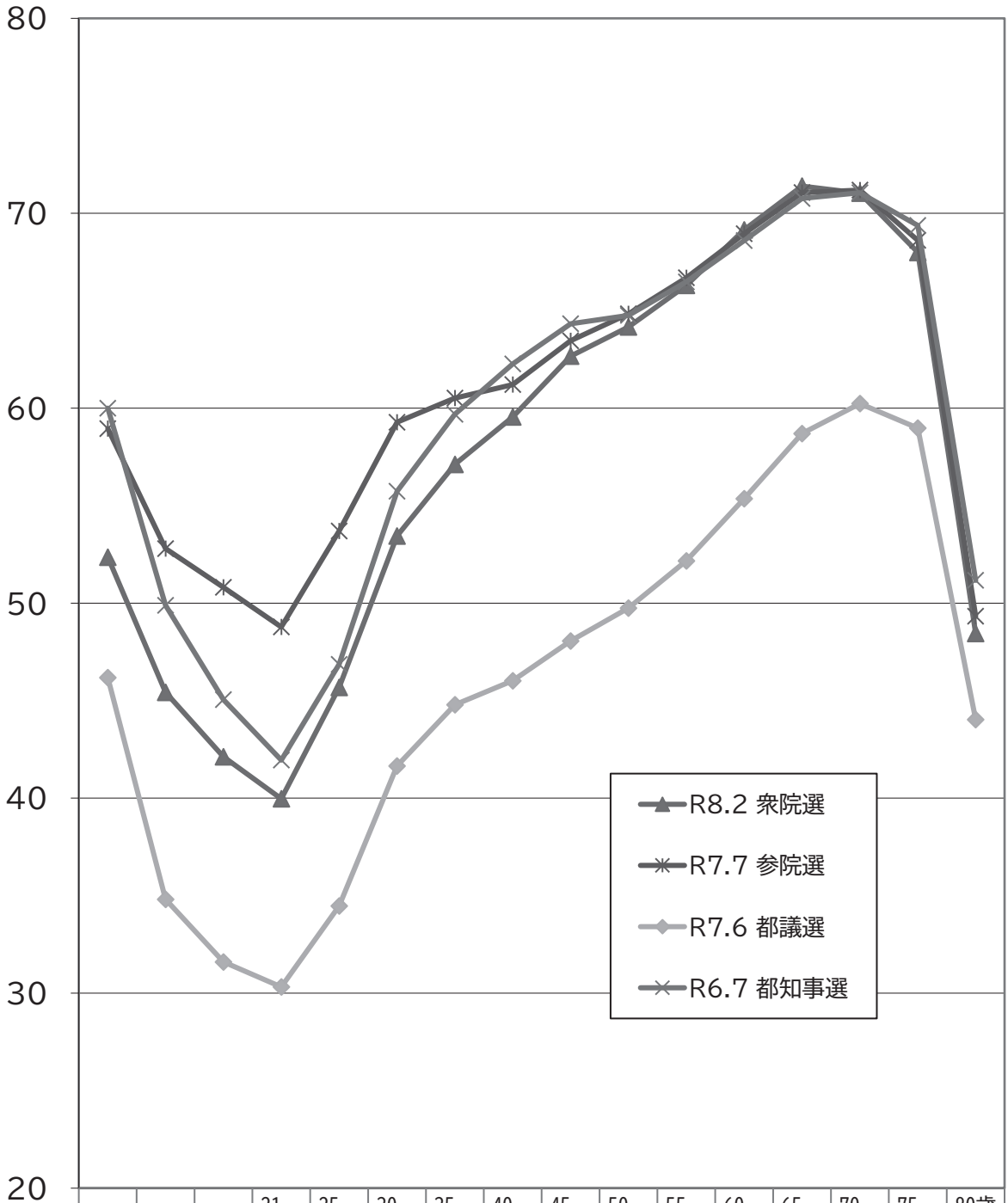
## 資料６　各選挙における投票率

| | 衆議院議員選挙 | | 参議院議員選挙 | | 都知事選挙 | | 都議会議員選挙 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 執行年月日 | 投　票　率 | 執行年月日 | 投　票　率 | 執行年月日 | 投　票　率 | 執行年月日 | 投　票　率 |
| 平成19年 | | | ７.29 | 57.87% | ４．８ | 54.35% | | |
| 20年 | | | | | | | | |
| 21年 | ８.30 | 66.37% | | | | | ７.12 | 54.49% |
| 22年 | | | ７.11 | 58.70% | | | | |
| 23年 | | | | | ４.10 | 57.80% | | |
| 24年 | 12.16 | 62.20% | | | 12.16 | 62.60% | | |
| 25年 | | | ７.21 | 53.51% | | | ６.23 | 43.50% |
| 26年 | 12.14 | 54.36% | | | ２．９ | 46.14% | | |
| 27年 | | | | | | | | |
| 28年 | | | ７.10 | 57.50% | ７.31 | 59.73% | | |
| 29年 | 10.22 | 53.64% | | | | | ７．２ | 51.28% |
| 30年 | | | | | | | | |
| 令和元年 | | | ７.21 | 51.77% | | | | |
| ２年 | | | | | ７．５ | 55.00% | | |
| ３年 | 10.31 | 57.21% | | | | | ７．４ | 42.39% |
| ４年 | | | ７.10 | 56.55% | | | | |
| ５年 | | | | | | | | |
| ６年 | 10.27 | 56.06% | | | ７．７ | 60.62% | | |
| ７年 | | | ７.20 | 61.53% | | | ６.22 | 47.59% |
| ８年 | ２．８ | 59.16% | | | | | | |

（注）衆議院議員選挙は小選挙区選出議員選挙、参議院議員選挙は東京都選出議員選挙における投票率

## 資料７　年代別・選挙別推定投票率一覧

（単位:%）




| | 18歳 | 19歳 | 20歳 | 21～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70～74歳 | 75～79歳 | 80歳以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| R8.2 衆院選 | 52.36 | 45.43 | 42.12 | 39.97 | 45.68 | 53.45 | 57.12 | 59.55 | 62.67 | 64.17 | 66.30 | 69.15 | 71.39 | 71.03 | 67.99 | 48.45 |
| R7.7 参院選 | 58.95 | 52.80 | 50.81 | 48.78 | 53.70 | 59.28 | 60.52 | 61.21 | 63.46 | 64.84 | 66.69 | 68.95 | 71.06 | 71.19 | 68.61 | 49.33 |
| R7.6 都議選 | 46.18 | 34.81 | 31.60 | 30.32 | 34.47 | 41.65 | 44.79 | 46.02 | 48.06 | 49.75 | 52.17 | 55.36 | 58.70 | 60.24 | 58.98 | 44.03 |
| R6.7 都知事選 | 60.00 | 49.89 | 45.05 | 41.95 | 46.86 | 55.74 | 59.69 | 62.27 | 64.33 | 64.76 | 66.48 | 68.60 | 70.76 | 71.05 | 69.37 | 51.17 |

## 資料８　選挙公営の種類

| 種類＼選挙 | | 衆議院議員（小選挙区） | | 参議院議員（東京都選出） | 東京都知事 | 都議会議員 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 候補者届出政党 | 候補者個人 | | | |
| 1　通常葉書 | 根拠法規 | 法 142条② | 法 142条① | 同　左 | 同　左 | 同　左 |
| | | | １号 | ２号 | ３号 | ４号 |
| | １候補者あたり交付数 | 20,000枚×届出候補者数（有料） | 35,000枚 | 107,500枚 | 107,500枚 | 8,000枚 |
| | | | 同条⑤により無料 | | | |
| 2　ポスター掲示場 | 根拠法規 | | 法 144条の２① | 同　左 | 同　左 | 法 144条の２⑧ 任意制・条例により設置できる。昭和56年都条例66号 |
| | | | 令 111条 | 同　左 | 同　左 | |
| | 設置数 | | １投票区 ５～10カ所 | 同　左 | 同　左 | |
| | | | | 義　務　制 | | |
| 3　新聞広告 | 根拠法規 | 法 149条① | 同　左 | 法 149条④ | 同　左 | 同　左 |
| | 回　数 | 届出候補者数に応じて省令で定める寸法・回数（無料） | 期間中５回（無料） | 同　左 | 期間中４回（無料） | 期間中２回（有料） |
| 4　政見放送 | 根拠法規 | 法 150条①及び② | | 法 150条③ | 同　左 | |
| | | 政見放送及び経歴放送実施規程 | | 政見放送及び経歴放送実施規程 | 同　左 | |
| | １候補者等の放送回数 テレビ | 届出候補者数に応じて省令で定める回数等 | | NHK ２回 民　放 １回 | NHK ２回 民　放 ３回 | |
| | 同 ラジオ | 〃 | | NHK ２回 民　放 ３回 | NHK ２回 民　放 １回 | |

| 種類＼選挙 | | 衆議院議員（小選挙区） | | 参議院議員（東京都選出） | 東京都知事 | 都議会議員 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 候補者届出政党 | 候補者個人 | | | |
| 5　経歴放送 | 根拠法規 | | 法 151条① | 同　左 | 同　左 | |
| | 1候補者の放送回数 | | 政見放送及び経歴放送実施規程 | 同　左 | 同　左 | |
| | テレビ | | NHK　1回 | NHK　1回 | NHK　1回 | |
| | ラジオ | | NHK　10回 | NHK・民放　5回 | NHK・民放　5回 | |
| 6　個人演説会の施設公営 | 根拠法規 | 法 161条① | 同　左 | 同　左 | 同　左 | 同　左 |
| | 概　要 | 政党演説会（有料） | 公営施設（法 161 条）を利用して個人演説会を開催する場合は、候補者１人につき、同一施設ごとに１回を限り無料 | | | |
| 7　選挙公報 | 根拠法規 | | 法 167条 | 同　左 | 同　左 | 法 172条の２（任意制・条例により発行できる） |
| | 発行回数 | | 選挙ごとに1回 | 同　左 | 同　左 | 昭和38年都条例3号 |
| | | | 義　務　制 | | | |
| 8　投票所内の氏名等掲示 | 根拠法規 | | 法 175条 | 同　左 | 同　左 | 同　左 |
| | 概　要 | | 市町村の選管は、候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。 | | | |
| 9　特殊乗車券 | 根拠法規 | | 法 176条 | 同　左 | 同　左 | |
| | 概　要 | | 候補者、推薦届出者その他選挙運動従事者が期間中に関係区域内でＪＲ等の交通機関を利用するため、無料で15枚の特殊乗車券の交付を受けられる。 | | | |

| 種類＼選挙 | | 衆議院議員（小選挙区） | | 参議院議員（東京都選出） | 東京都知事 | 都議会議員 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 候補者届出政党 | 候補者個人 | | | |
| 10　選挙運動費用の公費負担 | 根拠法規 | | | | | |
| (1)　選挙運動用自動車の使用 | 根拠法規 | | 法 141条⑦<br>令 109条の４ | 同　左 | 法 141条⑧<br>任意制・条例により実施できる。<br>平成５年都条例36号 | 同　左 |
| (2)　選挙運動用ビラの作成 | 根拠法規 | | 法 142条⑩<br>令 109条の８ | 同　左 | 法 142条⑪<br>同　上<br>平成５年都条例36号 | 同　左<br>平成30年都条例11号 |
| (3)　ポスターの作成 | 根拠法規 | | 法 143条⑭<br>令 110条の４ | 同　左 | 法 143条⑮<br>同　上<br>平成５年都条例36号 | 同　左 |
| (4)　選挙事務所を表示するため使用する立札及び看板の作成 | 根拠法規 | | 法 143条⑭<br>令 110条の２ | 同　左 | | |
| (5)　選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の作成 | 根拠法規 | | 法 143条⑭<br>令 110条の３ | 同　左 | | |
| (6)　個人演説会用立札及び看板の作成 | 根拠法規 | | 法 164条の２⑥<br>令 125条の３ | 同　左 | | |
| (7)　通常葉書の印刷費 | 根拠法規 | | 法 142条⑩<br>令 109条の７ | 同　左 | | |
| | | | 以上それぞれに要した経費を基準額に応じ公費で負担する。ただし、供託物が没収されない候補者に限る。 | | | |

（注１）　衆議院（比例代表選出）議員選挙及び参議院（比例代表選出）議員選挙については省略

（注２）　都議会議員選挙では、４政見放送及び５経歴放送は制度がなく、この方法による選挙運動はできない。

（注３）　都知事選挙及び都議会議員選挙においては、10 の(4)選挙事務所を表示するため使用する立札及び看板の作成、(5)選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の作成、(6)個人演説会用立札及び看板の作成、及び(7)通常葉書の印刷費については公費負担の制度がない。

また、都議会議員選挙では、９特殊乗車券の制度がない。

（注４）　表中の「法」は公職選挙法、「令」は同施行令を指す。

# 資料９　選挙運動期間と供託金及び法定選挙費用

| 区分 | | 選挙運動期間（法31～33条） | 供託金の額（法92条） | 供託物没収点等（法93～94条） | 法定選挙費用（令127条） | | 法定得票数（法95条） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 人数割 | 固定額 | |
| 衆議院議員選挙 | 小選挙区選出 | 12日間 | 300万円 | 有効投票総数×1/10 | 15円 | 1,910万円 | 有効投票総数×1/6以上 |
| | 比例代表選出 | | 600万円<br>重複の場合300万円 | 供託物総額－（300万円×小選挙区当選人数＋600万円×比例当選人数×2）を没収 | 制限なし | | |
| 参議院議員選挙 | 選挙区選出 | 17日間 | 300万円 | 有効投票総数÷改選議員定数×1/8 | 定数２人の選挙区 13円 | 2,370万円 | 有効投票総数÷改選議員定数×1/6以上 |
| | | | | | 定数４人以上の選挙区 20円 | 2,370万円 | |
| | 比例代表選出 | | 600万円 | 600万円×（名簿登載者数－当選者数×2）を没収 | 名簿登載者 5,200万円（政党は制限なし） | | |
| 都道府県知事選挙 | | 17日間 | 300万円 | 有効投票総数×1/10 | 7円 | 2,420万円 | 有効投票総数×1/4以上 |
| 都道府県議会議員選挙 | | 9日間 | 60万円 | 有効投票総数÷議員定数×1/10 | 83円 | 390万円 | 有効投票総数÷議員定数×1/4以上 |
| 指定都市の長の選挙 | | 14日間 | 240万円 | 有効投票総数×1/10 | 7円 | 1,450万円 | 有効投票総数×1/4以上 |
| 指定都市議会議員選挙 | | 9日間 | 50万円 | 有効投票総数÷議員定数×1/10 | 149円 | 370万円 | 有効投票総数÷議員定数×1/4以上 |
| 区市長選挙 | | 7日間 | 100万円 | 有効投票総数×1/10 | 81円 | 310万円 | 有効投票総数×1/4以上 |
| 区市議会議員選挙 | | 7日間 | 30万円 | 有効投票総数÷議員定数×1/10 | 501円 | 220万円 | 有効投票総数÷議員定数×1/4以上 |
| 町村長選挙 | | 5日間 | 50万円 | 有効投票総数×1/10 | 110円 | 130万円 | 有効投票総数×1/4以上 |
| 町村議会議員選挙 | | 5日間 | 15万円 | 有効投票総数÷議員定数×1/10 | 1,120円 | 90万円 | 有効投票総数÷議員定数×1/4以上 |

（注１）　東京都における法定選挙費用については、知事選挙は 6,050 万円が限度額、また、参議院（東京都選出）議員選挙では 5,925 万円が限度額となる。

（注２）　表中の「法」は公職選挙法、「令」は同施行令を指す。

# 資料 10　都における各種選挙の議員定数及び選挙区

## 1　東京都議会議員

（令和８年７月 31 日現在）

| 選挙区 | 定数（人） | 選挙区 | 区域 | 定数（人） |
|---|---|---|---|---|
| 千代田区 | 1 | 西多摩 | 福生市<br>羽村市<br>あきる野市<br>西多摩郡 | 2 |
| 中央区 | 1 | | | |
| 港区 | 2 | | | |
| 新宿区 | 4 | | | |
| 文京区 | 2 | | | |
| 台東区 | 2 | 南多摩 | 多摩市<br>稲城市 | 2 |
| 墨田区 | 3 | | | |
| 江東区 | 4 | | | |
| 品川区 | 4 | 北多摩第一 | 東村山市<br>東大和市<br>武蔵村山市 | 3 |
| 目黒区 | 3 | | | |
| 大田区 | 7 | | | |
| 世田谷区 | 8 | | | |
| 渋谷区 | 2 | 北多摩第二 | 国分寺市<br>国立市 | 2 |
| 中野区 | 3 | | | |
| 杉並区 | 6 | | | |
| 豊島区 | 3 | | | |
| 北区 | 3 | 北多摩第三 | 調布市<br>狛江市 | 3 |
| 荒川区 | 2 | | | |
| 板橋区 | 5 | | | |
| 練馬区 | 7 | 北多摩第四 | 清瀬市<br>東久留米市 | 2 |
| 足立区 | 6 | | | |
| 葛飾区 | 4 | | | |
| 江戸川区 | 5 | | | |
| （区部計）（23） | （87） | （市郡計）（18） | | （39） |
| 八王子市 | 5 | 島部 | 大島支庁管内<br>三宅支庁管内<br>八丈支庁管内<br>小笠原支庁管内 | 1 |
| 立川市 | 2 | | | |
| 武蔵野市 | 1 | | | |
| 三鷹市 | 2 | | | |
| 青梅市 | 1 | | | |
| 府中市 | 2 | | | |
| 昭島市 | 1 | （島部計）（１） | | （１） |
| 町田市 | 4 | | | |
| 小金井市 | 1 | | | |
| 小平市 | 2 | （合　計）（42） | | （127） |
| 日野市 | 2 | | | |
| 西東京市 | 2 | | | |

## ２　衆議院（小選挙区選出）議員

（令和８年７月 31 日現在）

| 選挙区 | 区　　域 |
|---|---|
| 第１区 | ･千代田区<br>･新宿区 |
| 第２区 | ･中央区<br>･台東区 |
| 第３区 | ･品川区<br>･大島支庁管内、三宅支庁管内、八丈支庁管内、小笠原支庁管内 |
| 第４区 | ･大田区<br>大田区大森東特別出張所管内<br>大田区大森西特別出張所管内<br>大田区入新井特別出張所管内<br>大田区馬込特別出張所管内<br>大田区池上特別出張所管内<br>大田区新井宿特別出張所管内<br>大田区久が原特別出張所管内（池上三丁目に属する区域に限る。）<br>大田区糀谷特別出張所管内<br>大田区羽田特別出張所管内<br>大田区六郷特別出張所管内<br>大田区矢口特別出張所管内（矢口二丁目（一番、十三番、十四番、二十七番及び二十八番に限る。）及び矢口三丁目（一番及び八番に限る。）に属する区域に限る。）<br>大田区蒲田西特別出張所管内<br>大田区蒲田東特別出張所管内 |
| 第５区 | ･世田谷区<br>世田谷区池尻まちづくりセンター管内<br>世田谷区太子堂まちづくりセンター管内<br>世田谷区若林まちづくりセンター管内<br>世田谷区上町まちづくりセンター管内<br>世田谷区下馬まちづくりセンター管内<br>世田谷区上馬まちづくりセンター管内<br>世田谷区代沢まちづくりセンター管内<br>世田谷区奥沢まちづくりセンター管内<br>世田谷区九品仏まちづくりセンター管内<br>世田谷区等々力まちづくりセンター管内<br>世田谷区上野毛まちづくりセンター管内<br>世田谷区用賀まちづくりセンター管内<br>世田谷区二子玉川まちづくりセンター管内<br>世田谷区深沢まちづくりセンター管内 |
| 第６区 | ･世田谷区<br>第５区に属しない区域 |
| 第７区 | ･港区<br>･渋谷区 |
| 第８区 | ･杉並区<br>下高井戸一丁目、下高井戸二丁目、下高井戸三丁目、下高井戸四丁目、下高井戸五丁目、永福一丁目（二番から四十四番までに限る。）、永福二丁目、永福三丁目、永福四丁目、浜田山一丁目、浜田山二丁目、浜田山三丁目、浜田山四丁目、大宮二丁目（五番から十八番までに限る。）、高円寺南二丁目、高円寺南三丁目、高円寺南四丁目、高円寺北二丁目、高円寺北三丁目、高円寺北四丁目、阿佐谷南一丁目、阿佐谷南二丁目、阿佐谷南三丁目、阿佐谷北一丁目、阿佐谷北二丁目、阿佐谷北三丁目、阿佐谷北四丁目、阿佐谷北五丁目、阿佐谷北六丁目、天沼一丁目、天沼二丁目、天沼三丁目、本天沼一丁目、本天沼二丁目、本天沼三丁目、成田西一丁目、成田西二丁目、成田西三丁目、成田西四丁目、成田東一丁目、成田東二丁目、成田東三丁目、成田東四丁目、成田東五丁目、荻窪一丁目、荻窪二丁目、荻窪三丁目、荻窪四丁目、荻窪五丁目、南荻窪一丁目、南荻窪二丁目、南荻窪三丁目、南荻窪四丁目、上荻一丁目、上荻二丁目、上荻三丁目、上荻四丁目、西荻南一丁目、西荻南二丁目、西荻南三丁目、西荻南四丁目、西荻北一丁目、西荻北二丁目、西荻北三丁目、西荻北四丁目、西荻北五丁目、今川一丁目、今川二丁目、今川三丁目、今川四丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、桃井一丁目、桃井二丁目、桃井三丁目、桃井四丁目、井草一丁目、井草二丁目、井草三丁目、井草四丁目、井草五丁目、下井草一丁目、下井草二丁目、下井草三丁目、下井草四丁目、下井草五丁目、上井草一丁目、上井草二丁目、上井草三丁目、上井草四丁目、善福寺一丁目、善福寺二丁目、善福寺三丁目、善福寺四丁目、松庵一丁目、松庵二丁目、松庵三丁目、宮前一丁目、宮前二丁目、宮前三丁目、宮前四丁目、宮前五丁目、久我山一丁目、久我山二丁目、久我山三丁目、久我山四丁目、久我山五丁目、高井戸東一丁目、高井戸東二丁目、高井戸東三丁目、高井戸東四丁目、高井戸西一丁目、高井戸西二丁目、高井戸西三丁目、上高井戸一丁目、上高井戸二丁目、上高井戸三丁目 |

| 選挙区 | 区　　域 |
|---|---|
| 第９区 | ・練馬区<br>貫井四丁目（二十八番、二十九番四号、二十九番八号から二十九番二十二号まで、三十番九号、三十番十号、四十四番から四十六番まで、四十七番十八号から四十七番四十八号まで及び四十七番五十号から四十七番五十二号までに限る。）、高松六丁目、土支田一丁目、土支田二丁目、土支田三丁目、土支田四丁目、富士見台一丁目、富士見台二丁目、富士見台三丁目（二十番六号から二十番十号まで、三十八番から四十六番まで、四十七番五号から四十七番七号まで、五十五番六号から五十五番十七号まで及び五十六番から六十三番までに限る。）、富士見台四丁目、南田中一丁目、南田中二丁目、南田中三丁目、南田中四丁目、南田中五丁目、高野台一丁目、高野台二丁目、高野台三丁目、高野台四丁目、高野台五丁目、谷原二丁目、谷原三丁目、谷原四丁目、谷原五丁目、谷原六丁目、三原台一丁目、三原台二丁目、三原台三丁目、石神井町一丁目、石神井町二丁目、石神井町三丁目、石神井町四丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目、石神井台一丁目、石神井台二丁目、石神井台三丁目、石神井台四丁目、石神井台五丁目、石神井台六丁目、石神井台七丁目、石神井台八丁目、下石神井一丁目、下石神井二丁目、下石神井三丁目、下石神井四丁目、下石神井五丁目、下石神井六丁目、東大泉一丁目、東大泉二丁目、東大泉三丁目、東大泉四丁目、東大泉五丁目、東大泉六丁目、東大泉七丁目、西大泉町、西大泉一丁目、西大泉二丁目、西大泉三丁目、西大泉四丁目、西大泉五丁目、西大泉六丁目、南大泉一丁目、南大泉二丁目、南大泉三丁目、南大泉四丁目、南大泉五丁目、南大泉六丁目、大泉町一丁目、大泉町二丁目、大泉町三丁目、大泉町四丁目、大泉町五丁目、大泉町六丁目、大泉学園町一丁目、大泉学園町二丁目、大泉学園町三丁目、大泉学園町四丁目、大泉学園町五丁目、大泉学園町六丁目、大泉学園町七丁目、大泉学園町八丁目、大泉学園町九丁目、関町北一丁目、関町北二丁目、関町北三丁目、関町北四丁目、関町北五丁目、関町南一丁目、関町南二丁目、関町南三丁目、関町南四丁目、上石神井南町、立野町、上石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井三丁目、上石神井四丁目、関町東一丁目、関町東二丁目 |

| 選挙区 | 区　　域 |
|---|---|
| 第10区 | ・文京区<br>・豊島区 |
| 第11区 | ・板橋区<br>本庁管内<br>板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目（一番から二十六番まで及び二十八番に限る。）、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目<br>東京都板橋区赤塚支所管内 |
| 第12区 | ・北区<br>・板橋区<br>第11区に属しない区域 |
| 第13区 | ・足立区<br>青井一丁目、青井二丁目、青井三丁目、青井四丁目、青井五丁目、青井六丁目、足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目、足立四丁目、綾瀬一丁目、綾瀬二丁目、綾瀬三丁目、綾瀬四丁目、綾瀬五丁目、綾瀬六丁目、綾瀬七丁目、梅島一丁目、梅島二丁目、梅島三丁目、梅田一丁目、梅田二丁目、梅田三丁目、梅田四丁目、梅田五丁目、梅田六丁目、梅田七丁目、梅田八丁目、大谷田一丁目、大谷田二丁目、大谷田三丁目、大谷田四丁目、大谷田五丁目、加平一丁目、加平二丁目、加 |

| 選挙区 | 区　　域 |
|---|---|
| | 平三丁目、北加平町、栗原一丁目、栗原二丁目、弘道一丁目、弘道二丁目、佐野一丁目、佐野二丁目、島根一丁目、島根二丁目、島根三丁目、島根四丁目、神明一丁目、神明二丁目、神明三丁目、神明南一丁目、神明南二丁目、関原一丁目、関原二丁目、関原三丁目、千住一丁目、千住二丁目、千住三丁目、千住四丁目、千住五丁目、千住曙町、千住旭町、千住東一丁目、千住東二丁目、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住桜木一丁目、千住桜木二丁目、千住関屋町、千住龍田町、千住中居町、千住仲町、千住橋戸町、千住緑町一丁目、千住緑町二丁目、千住緑町三丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町、竹の塚一丁目、竹の塚二丁目、竹の塚三丁目、竹の塚四丁目、竹の塚五丁目、竹の塚六丁目、竹の塚七丁目、辰沼一丁目、辰沼二丁目、中央本町一丁目、中央本町二丁目、中央本町三丁目、中央本町四丁目、中央本町五丁目、東和一丁目、東和二丁目、東和三丁目、東和四丁目、東和五丁目、中川一丁目、中川二丁目、中川三丁目、中川四丁目、中川五丁目、西綾瀬一丁目、西綾瀬二丁目、西綾瀬三丁目、西綾瀬四丁目、西新井栄町一丁目、西新井栄町二丁目、西加平一丁目、西加平二丁目、西保木間一丁目、西保木間二丁目、西保木間三丁目、西保木間四丁目、花畑一丁目、花畑二丁目、花畑三丁目、花畑四丁目、花畑五丁目、花畑六丁目、花畑七丁目、花畑八丁目、東綾瀬一丁目、東綾瀬二丁目、東綾瀬三丁目、東保木間一丁目、東保木間二丁目、東六月町、一ツ家一丁目、一ツ家二丁目、一ツ家三丁目、一ツ家四丁目、日ノ出町、平野一丁目、平野二丁目、平野三丁目、保木間一丁目、保木間二丁目、保木間三丁目、保木間四丁目、保木間五丁目、保塚町、南花畑一丁目、南花畑二丁目、南花畑三丁目、南花畑四丁目、南花畑五丁目、六木一丁目、六木二丁目、六木三丁目、六木四丁目、谷中一丁目、谷中二丁目、谷中三丁目、谷中四丁目、谷中五丁目、柳原一丁目、柳原二丁目、六月一丁目、六月二丁目、六月三丁目、六町一丁目、六町二丁目、六町三丁目、六町四丁目 |
| 第14区 | ・墨田区<br>・江戸川区<br>本庁管内<br>中央四丁目、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目、松島四丁目、東小松川一丁目、東小松川二丁目、東小松川三丁目、東小松川四丁目、西小松川町、興宮町、上一色一丁目、上一色二丁目、上一色三丁目、本一色一丁目、本一色二丁目、本一色三丁目<br>江戸川区小松川事務所管内<br>江戸川区小岩事務所管内 |
| 第15区 | ・江東区 |
| 第16区 | ・江戸川区<br>第14区に属しない区域 |
| 第17区 | ・葛飾区 |
| 第18区 | ・武蔵野市<br>・小金井市<br>・西東京市 |
| 第19区 | ・小平市<br>・国分寺市<br>・国立市 |
| 第20区 | ・東村山市<br>・東大和市<br>・清瀬市<br>・東久留米市<br>・武蔵村山市 |
| 第21区 | ・八王子市<br>下柚木、下柚木二丁目、下柚木三丁目、上柚木、上柚木二丁目、上柚木三丁目、中山（五百十九番地、五百二十三番地から五百二十六番地まで、八百十九番地から八百三十番地まで、八百四十二番地、八百七十五番地から八百七十八番地まで、八百八十番地から千百四十八番地まで、千百五十六番地、千二百十九番地及び千二百二十一番地を除く。）、越野、南陽台一丁目、南陽台二丁目、南陽台三丁目、堀之内、堀之内二丁目、堀之内三丁目、東中野、大塚、鹿島、松が谷、鑓水（三百三十九番地から三百四十五番地まで、三百六十四番地から三百七十一番地まで及び三百九十六番地を除く。）、鑓水二丁目、南大沢一丁目、南大沢二丁目、南大沢三丁目、南大沢四丁目、南大沢五丁目、松木、別所一丁目、別所二丁目<br>・立川市<br>・日野市 |

| 選挙区 | 区　　域 |
|---|---|
| 第22区 | ･三鷹市<br>･調布市<br>･狛江市 |
| 第23区 | ･町田市 |
| 第24区 | ･八王子市<br>第21区に属しない区域 |
| 第25区 | ･青梅市<br>･昭島市<br>･福生市<br>･羽村市<br>･あきる野市<br>･西多摩郡 |
| 第26区 | ･目黒区<br>･大田区<br>第４区に属しない区域 |
| 第27区 | ･中野区<br>･杉並区<br>第８区に属しない区域 |
| 第28区 | ･練馬区<br>第９区に属しない区域 |
| 第29区 | ･荒川区<br>･足立区<br>第13区に属しない区域 |
| 第30区 | ･府中市<br>･多摩市<br>･稲城市 |

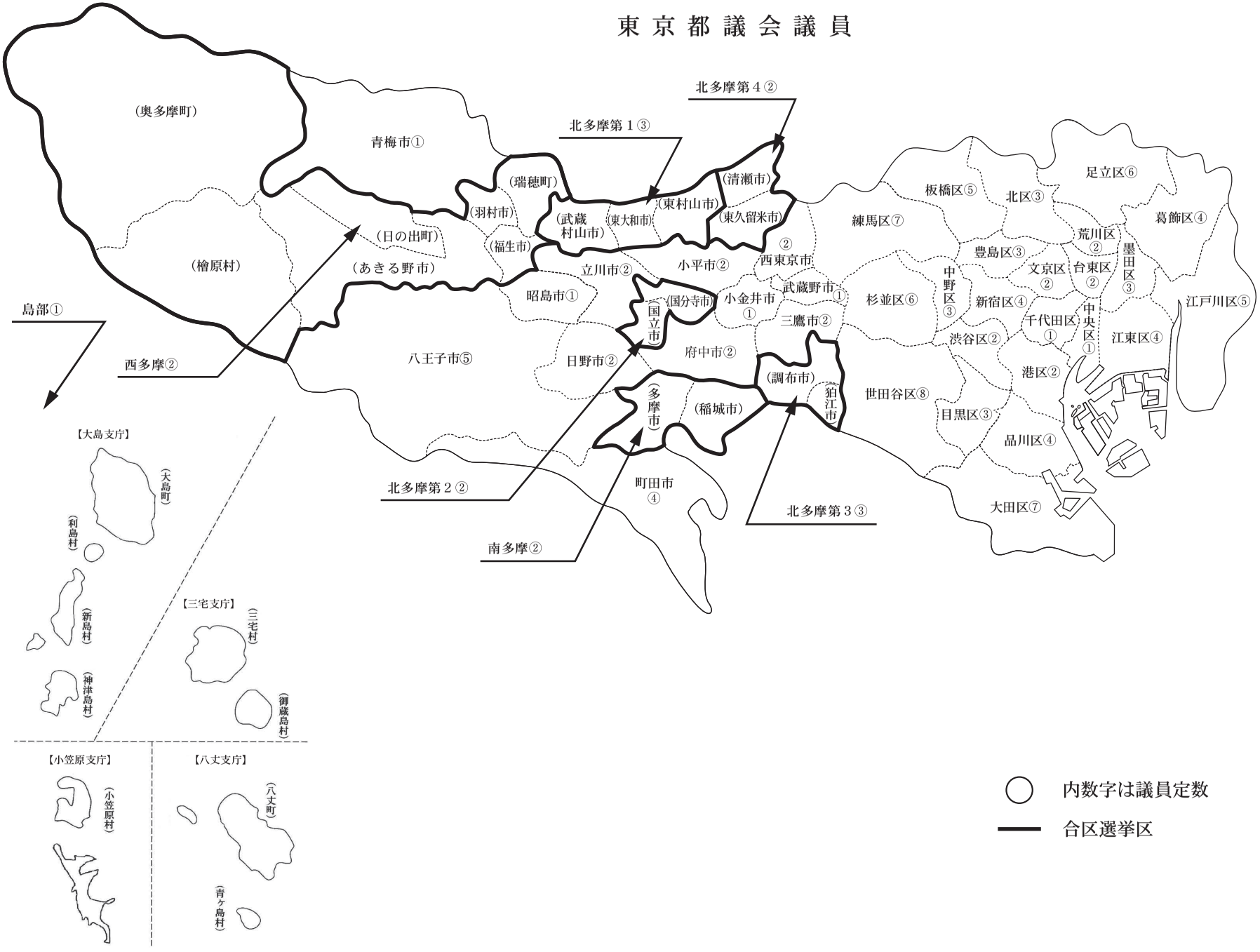
(参考)衆議院議員　定数全国計 465 人、
小選挙区選出 289 人（東京都 30 人）、比例代表選出 176 人（東京都選挙区 19 人）
※令和４年 11 月 28 日法改正（同年 12 月 28 日施行）

## ３　参議院（東京都選出）議員

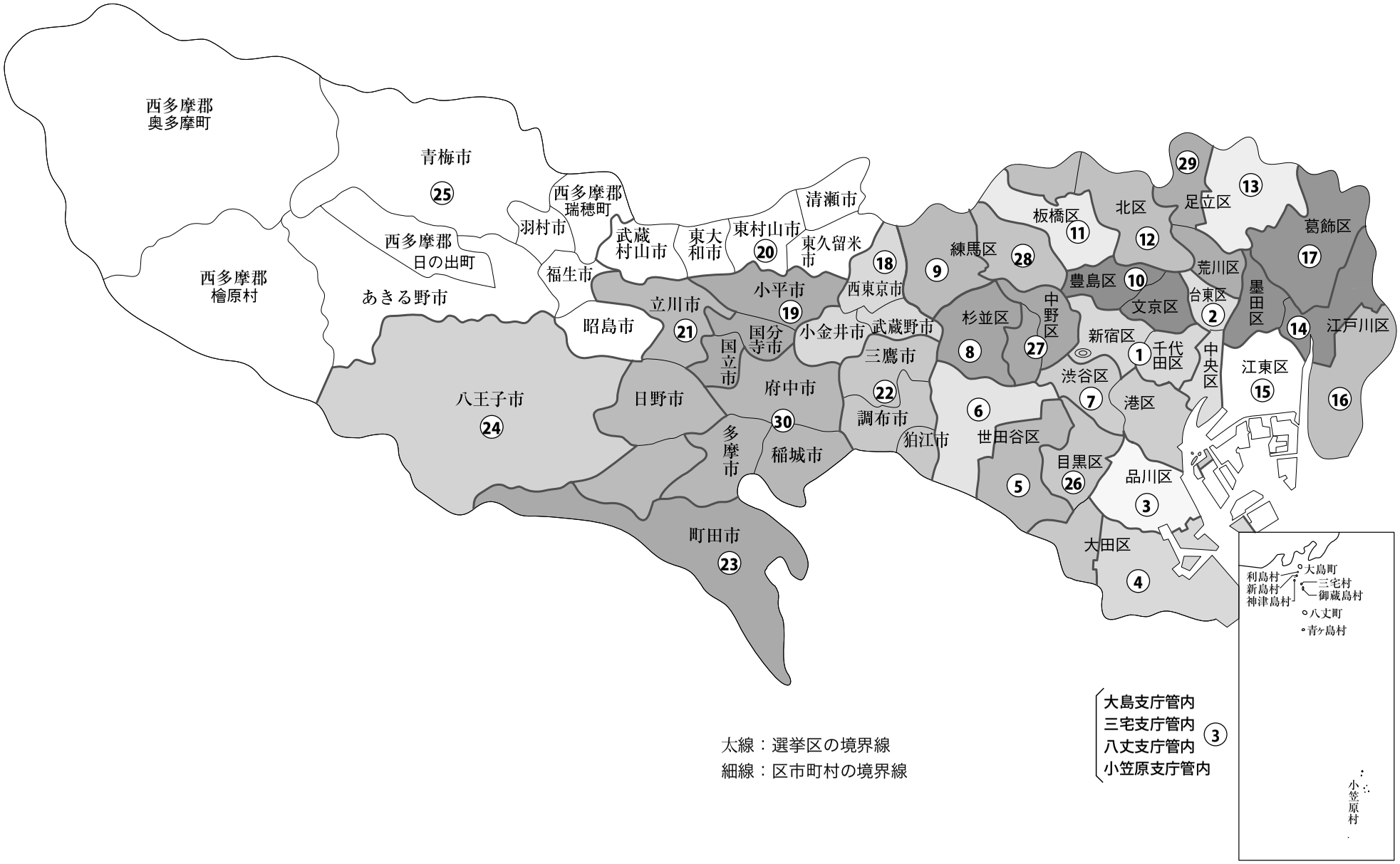
参議院（東京都選出）議員の選挙区は、東京都全域であり、定数は 12 人、３年ごとに半数（６人）が改選される。

（注）東京都議会議員及び衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区地図は次ページ以降を参照のこと。

# 東京都議会議員


(奥多摩町)
青梅市①
北多摩第４②
北多摩第１③
(瑞穂町)
(羽村市)
(武蔵村山市)
(東大和市)
(東村山市)
(清瀬市)
(東久留米市)
(檜原村)
(日の出町)
(あきる野市)
(福生市)
立川市②
小平市②
西東京市②
昭島市①
(国分寺市)
国立市
小金井市①
武蔵野市①
三鷹市②
島部①
西多摩②
八王子市⑤
日野市②
府中市②
(調布市)
狛江市
(多摩市)
(稲城市)
町田市④
北多摩第２②
南多摩②
北多摩第３③
練馬区⑦
板橋区⑤
北区③
足立区⑥
葛飾区④
荒川区②
豊島区③
墨田区③
文京区②
台東区②
中野区③
杉並区⑥
新宿区④
千代田区①
中央区①
江東区④
江戸川区⑤
渋谷区②
港区②
世田谷区⑧
目黒区③
品川区④
大田区⑦
【大島支庁】
(大島町)
(利島村)
(新島村)
(神津島村)
【三宅支庁】
(三宅村)
(御蔵島村)
【小笠原支庁】
(小笠原村)
【八丈支庁】
(八丈町)
(青ヶ島村)
内数字は議員定数
合区選挙区

# 衆議院（小選挙区選出）議員



**東京都選挙管理委員会事務局事業概要**

**令和８年版**

令和８年度
登録第１号

令和８年８月発行

編集・発行　東京都選挙管理委員会事務局総務課
〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都庁第一本庁舎 北塔 40 階
都庁代表 (03)5321-1111　内線 55-112
直通 (03)5320-6906

印　刷　社会福祉法人　東京コロニー
東京都大田福祉工場
東京都大田区大森西二丁目 22 番 26 号
電話 (03)3762-7611（代表）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

R70
古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています。
石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

# HTT

電力を
へらす
つくる
ためる

Tokyo.Tokyo